

あらゆる面から企業経営をサポート。

# 支援力

優遇支援制度

## 青森県産業立地促進費補助金

対象地域	県内全域
対象企業	【1】県の誘致企業 【2】県内企業（青森中核工業団地及び金矢工業団地に限る） 【3】上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業 ※増設は県の誘致企業に限る
対象業種	製造業、頭脳立地業種 <sup>*1</sup> 、研究開発型企業、医療・健康福祉関連業種及び農工ベストミックス関連業種、情報通信関連業種 ◎上記のほか 【1】道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 （青森中核工業団地及び金矢工業団地において土地を取得した場合） 【2】環境リサイクル・エネルギー関連業種（環境・エネルギー産業創造特区エリア <sup>**2</sup> に限る）
補助対象	【1】土地の取得経費（金矢工業団地に限る）※土地リース制度を活用し、建物等を取得する場合も補助対象とする。 【2】建物・機械設備の取得経費（新設はリース含む）
要件	次の【1】、【2】及び【3】（新設の場合のみ）の全てを満たすこと 【1】設備投資額（土地及び建物・機械設備の取得（リース含む）経費）1億円以上 【2】雇用増10人以上 【3】土地取得又はリース（青森中核工業団地・金矢工業団地の補助率20%の場合は取得に限る） ○青森中核工業団地、金矢工業団地、むつ小川原開発地区の情報通信関連業種においては、雇用増5人以上
補助率	〈新設〉 【1】設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 5% 県外から本社機能を移転する場合、設備投資額5千万円以上、雇用増5人以上。 【2】設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 10% 県外から本社機能を移転する場合、本社機能移転部分の設備投資に対し、5%上乗せした補助率を適用する。 ①頭脳立地業種（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業を除く）の場合は設備投資額1億円以上。 ②頭脳立地業種（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報処理サービス業）、環境リサイクル・エネルギー関連業種の研究所、情報通信関連業種の場合は設備投資額1億円以上、雇用増10人以上。ただし、情報通信関連業種について、むつ小川原開発地区の場合は設備投資額1億円以上、雇用増5人以上。 ○上記にかかわらず、金矢工業団地の土地の取得に要する経費については40%。また、青森中核工業団地及び金矢工業団地で土地を取得した場合20%。ただし、製造業、研究開発型企業、医療・健康福祉関連業種及び農工ベストミックス関連業種並びに頭脳立地業種（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業を除く）の場合、設備投資額1億円以上、雇用増10人以上は5%。 〈増設〉 【1】設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 5% 【2】設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 10% ※ただし、1企業1回限りとする。
補助限度額	〈新設〉 【1】3億円。ただし、1億円を超える場合は、単年度の交付額は1億円を限度額とし、複数年にわたって分割交付。 ①むつ小川原開発地区は5億円。 ○ただし、製造業、研究開発型企業、頭脳立地業種で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の場合を除く。 ②青森中核工業団地、金矢工業団地の土地を取得した場合は用地の取得額の2倍又は5億円のいずれか低い額。 ○ただし、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の非製造業の場合は用地の取得額の2倍又は3億円のいずれか低い額 金矢工業団地の製造業、研究開発型企業等及び頭脳立地業種で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の場合は用地の取得額の2倍又は3億円のいずれか低い額 【2】設備投資額30億円以上・雇用増30人以上の場合 5億円 ○むつ小川原開発地区の場合は10億円 ○青森中核工業団地、金矢工業団地の場合は用地の取得額の2倍又は10億円のいずれか低い額 【3】設備投資額60億円以上・雇用増60人以上の場合 8億円 ○むつ小川原開発地区の場合は15億円 ○青森中核工業団地、金矢工業団地の場合は用地の取得額の2倍又は15億円のいずれか低い額 【4】設備投資額100億円以上・雇用増100人以上の場合 10億円 ○むつ小川原開発地区の場合は20億円 ○青森中核工業団地、金矢工業団地の場合は用地の取得額の2倍又は20億円のいずれか低い額 〈増設〉 1億円

\*1 頭脳立地業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所

\*\*2 環境・エネルギー産業創造特区エリア：むつ小川原地域及び八戸市（計13市町村）

## 青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金

対象企業	県の誘致企業（コンタクトセンター関連企業を除く）	
雇用経費助成	補助対象	本社機能の移転に伴い、県内居住者を新規に常時雇用するのに要する経費
	要件	次のすべての要件を満たすもの 【1】5人以上雇用すること 【2】雇用期間が1年以上であること
	補助額等	新規雇用者1人につき50万円（1社あたり限度額1,500万円）
転居経費助成	補助対象	本社機能の移転に伴い、従業員及びその家族の県内への転居（1年以上居住するものに限る）に係る経費のうち企業が負担する経費
	要件	次のいずれかの要件を満たすもの 【1】雇用経費助成の要件を満たす本社機能の移転に伴うものであること 【2】企業負担に係る転居世帯数が5以上であること
	補助額等	補助対象経費の2分の1（1社あたり限度額1,500万円、1世帯あたり上限50万円）

## 青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金

対象地域	むつ小川原開発地区等（六ヶ所村及び三沢市）
対象企業	むつ小川原開発地区等内に立地する企業
要件	次の要件を満たすもの 【1】用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの 【2】操業開始後1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの 【3】用地取得面積が1,200㎡以上
補助対象	工場又は事業場の用地及び工場等の従業員の福利厚生施設用地の取得に要する経費
補助額	用地1平方メートル当たり5,000円（国の補助金の交付を受けている場合にあっては、1平方メートル当たり2,500円）

## 青森県コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金

対象企業	【1】県の誘致企業であること 【2】コンタクトセンター関連企業であること 【3】操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が5人以上の企業であること
交付内容など	【1】通信回線の使用に要する経費 2分の1（限度額：年額3千万円） 【2】貸しオフィス等賃料に関する経費 4分の1（限度額：年額7百万円） 【3】地元従業員の雇用に要する経費（限度額：3年間で総額1億円） ※立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に限り、市町村が1人につき助成する額と同額を補助。 県の限度額は、県内からの新規常用雇用者1人につき300千円 【4】補助期間36ヶ月

## 青森県データセンター立地促進費補助金

対象企業	【1】県の誘致企業であること 【2】県内にデータセンターを設置する企業であること 【3】操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が5名以上であること。
交付内容など	【1】通信回線の使用に要する経費 2分の1（限度額：年額3千万円） 【2】貸しオフィス等の賃借に要する経費 4分の1（限度額：年額7百万円） 【3】地元従業員の人材育成に要する経費 2分の1（限度額：年額3百万円） ※新規雇用の地元従業員1人につき300千円を限度 【4】補助期間は、【1】、【2】については、36か月以内、【3】については12か月以内とし、その期間の補助金総額の限度額は1億円。